



住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてのご案内

沼津市生活環境部環境政策課



沼津市では、平成19年度から、地球温暖化防止対策を推進するため、温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの発生抑制に寄与する**太陽光発電システム**の住宅への設置に補助金を交付しています。

本年度は、社会的な温暖化防止の流れを受け、更なる太陽光発電の設置の促進と市民の方の環境保全への助成を行なっていきたいと考えております。

市内に自ら居住する(または、居住を予定する)方で、戸建ての住宅に、出力3kW以上の新品の住宅用太陽光発電システムを新たに設置する場合、一律10万円の補助金を交付します。

平成21年度中に設置を計画している方は、この機会にぜひご利用ください！！

○申込方法＝環境政策課または各市民窓口事務所に備え付けの申請書に必要書類を添えて提出してください(添付書類については、裏面をご覧ください。)

※申請書類は市のホームページの「申請書ダウンロード」からダウンロード可能です。

○提出方法＝市役所6階の環境政策課へ直接ご持参ください。

○応募期間＝平成21年4月1日～平成22年3月末日 できる限り早めにご応募ください。
なお、平成22年3月末日までに市の完成検査が完了していることが補助金交付の要件となります。

○その他＝昨年度まで、補助金を受けて太陽光発電システムを設置した方には、設置後に年間の発電量等についての簡単なアンケート調査にご協力いただいておりますが、本年度から補助金交付に更なる環境保全の啓発の意味合いを含め、当市で進めている**家族でチャレンジ！エコライフ(家庭で簡単にできる省エネ活動)**への参加にご協力いただきます。

○問合せ先＝環境政策課 電話 055-934-4741
メールアドレス kankyo@city.numazu.shizuoka.jp
詳細は、沼津市のホームページからもご覧になれます。

※ 平成21年1月13日から、国による太陽光発電システムの設置に係る補助金が復活しました。詳しくは4ページ目をご覧ください。

注意事項

沼津市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業を利用する際は、下記のことにご注意下さい。

書類提出場所

市役所本庁6階 環境政策課へ直接ご持参下さい。代理の方が行う場合は、添付書類(6)ー①「代理人選任届」に必ず自ら署名し、押印してください。

1 補助金交付申請書について

補助金の交付を受けるには、補助金交付申請書(第1号様式)に、下記(1)～(6)書類を添付して提出してください。

- (1) 太陽光発電システム設置に係る見積書の写し
又は経費の内訳が明記されている工事請負契約書の写し
(住宅用太陽光発電システムの設置された新築住宅を購入する場合には、そのことが分かる見積書の写し、当該新築住宅を購入した場合には、そのことが分かる工事請負契約書の写し)
- (2) 太陽光発電システムの性能(形状、規格等)が分かる図面等の資料
- (3) 太陽光発電システムを設置する前の現況写真
(設置場所となる屋根を含む建物の様子が分かるもの。)
- (4) 太陽光発電システム設置場所の付近の地図(設置する住宅を含む)
- (5) 市県民税納税証明書及び固定資産税納税証明書
- (6) その他の添付書類
 - ①代理人選任届(第7号様式)
本人以外の方が、住宅用太陽光発電システム設置費補助事業に関する事務手続きを行う場合に必要です。
 - ②個人情報利用に関する同意書
今後、環境政策課が開催するイベントや講演会等の催しのご案内を申請者の方に差し上げる際、住所、氏名を利用させていただくための同意書です。

交付申請の際、以下のことを再度ご確認ください。

・処分制限について

この補助金を利用して設置した太陽光発電システムは、やむを得ない場合を除き、法定年数(17年)の期限内は処分することができません。処分した場合、補助金の返還を求める場合がありますので、ご注意ください。

・データ提供等の協力について

この補助金を利用された方には、年間の発電量等のデータの提供をお願いします(年1～2回、3年間程度)。ご提供いただいたデータは、集計し個人情報を伏せた上で、本事業のPRや市が行う環境教育等の資料として利用させていただきます。

また、市が進めている家族でチャレンジ!エコライフ(家庭で簡単にできる省エネ活動)への参加にご協力いただきます。

・その他

補助対象となる太陽光発電システムは、新品のものに限ります。

※提出された申請書を審査し、補助金の交付が決定した場合は、「補助金交付決定通知」を郵送いたします。受け取った決定通知は大切に保管してください。

2 設置変更（中止）届について

補助申請の内容を変更する場合、または発電システムの設置を中止する場合は設置変更届（第3号様式）を提出してください。

変更の場合は「1 変更」の記入欄に変更内容を、中止の場合は「2 中止」の記入欄に内容と中止の理由を記入してください。「1 変更」の記入欄には左側に変更前（申請時）の内容を、右側に変更後の内容を記入してください。また、変更がない項目については、変更前・変更後に同一の内容を記載してください。

3 設置完了報告書について

設置工事が完了し、電力会社と電力受給契約を締結した後、速やかに設置完了報告書（第4号様式）に、下記（1）～（6）の書類を添付して提出してください。

- （1） 発電システムの設置費に係る領収書の写し
- （2） 買契約書の写し（発電システム設置済みの新築住宅購入の場合）
- （3） 発電システムの設置状況及び設置完了後の写真
- （4） 電力会社との電力受給契約書の写し
- （5） 住民票の写し（設置箇所と同じもの）
- （6） その他、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

4 補助金交付請求書について

補助金交付額確定通知を受け取った場合、速やかに補助金交付請求書（第6号様式）を提出してください。補助金の請求を受けて、市から補助金を交付します。

○住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金

国による太陽光発電システムの補助金は平成17年度を最後に打ち切られましたが、地球温暖化対策強化のため、補助制度が復活しました。

補助対象：〔システム〕最大出力が10kw未満で、かつ価格が1kw当たり70万円（税抜）以下である住宅用太陽光発電システム。

〔対象者〕自ら居住する住宅にシステムを設置する個人で、電力会社と電灯契約をしている者。

補助金額：システムのマジュールの出力1kwあたり7万円。

※沼津市の補助金支給と合わせて受け取ることも可能。

補助件数：8万4000件（見込み、先着順による）

※応募多数の場合には期間途中で受付終了する場合があります。

申請方法：県内での受付は、静岡県地球温暖化防止活動推進センターが行います。補助申請用紙を下記の受付窓口へ書留で郵送してください。

あて先 〒420-0033 静岡市葵区昭和町6-3 ダイエービル3F

静岡県地球温暖化防止活動推進センター（太陽光発電担当）

※申請用紙等は太陽光発電普及拡大センターのホームページから入手してください。

<http://www.j-pec.or.jp>

・詳細については **静岡県地球温暖化防止活動推進センター** (<http://sccca.net>)

TEL：054-273-7780

FAX：054-254-7052

eメール：pv@sccca.net まで